別紙２

令 和 ６ 年 ５ 月 20 日

総　務　大　臣
　松　本　　剛　明　殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会　長　　相　田　　仁

答　　申　　書

令和６年３月21日付け諮問第3179号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

１　本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数は諮問のとおり設定することが適当と認められる。

２　なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

別添

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定についての意見及びそれに対する考え方

料金指数の設定について

意見1　基準料金指数の算定に用いる消費者物価指数変動率はなぜ総合指数なのか。他方、生産性向上見込率の算定に用いる消費者物価指数変動率の算定に用いた日本銀行及び（公社）日本経済研究センター公表の消費者物価指数変動率の予測値はコア指数ではないか。	考え方1
CPI は何故総合指数なのか？ また、総合指数を使っているのに、参考資料 9P の予測の内、日銀、JCER の予測値は、コア指数ではないか？ 確認願う。 （個人）	基準料金指数の算定に用いる消費者物価指数変動率には、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 19 条の5第3項において「消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率」と規定されているとおり、電気通信サービスを含む最終消費財・サービスの価格水準を総合的に表した数値である、総合指数を用いています。 また、御指摘の参考資料9頁では、「上限価格方式の運用に関する研究会」における生産性向上見込率の算定に際し、令和6年度及び令和7年度の消費者物価指数変動率を予測するため、日本銀行及び（公社）日本経済研究センターの予測値も用いておりますが、これらの機関においては、総合指数に相当する予測値が一般に公表されていないことから、それぞれ「消費者物価（除く生鮮食品）」及び「消費者物価指数（生鮮食品除く）」の予測値を用いているものと承知しています。